小児慢性特定疾病指定医の更新申請手続について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の３第１項の規定による指定医（以下「小慢指定医」という。）の指定に係る有効期間がまもなく満了しますので、下記により更新手続をしてくださるようお願いいたします。

１　更新対象者

山形県が指定した小慢指定医のうち有効期間の終期が**令和９年３月 31 日**までであって、勤務先の医療機関の所在地が山形県内（山形市を除く）である方

◇更新対象の指定医の方については、勤務先等へ更新手続の通知と更新申請書をお送りします。

※　２０２２年４月１日より、主たる勤務地の都道府県知事等が交付している指定通知書を更新する場合だけ、その都道府県知事等に、更新申請を行う必要があります。
主たる勤務地以外の自治体での更新手続きは不要です。

２　提出期限

令和９年１月 29 日（金）

※　更新手続は有効期間の終期まで可能ですが、提出期限後の申請の場合、有効期間の終期までに新たな指定通知書が届かない場合がありますので、期限までの手続きに御協力くださるようお願いします。

※　有効期間の終期を過ぎて申請された場合、申請日からの新規申請の扱いとなりますので、必ず期限までに手続きをお願いします。

３　必要書類

（1）専門医資格により小慢指定医の指定を受けた方（指定医番号の上4桁が0601）

〇小児慢性特定疾病指定医指定更新申請書（様式第２号の４）

※　「専門医に認定されていることを証明する書面の写し」については、新規申請時に確認済みのため提出不要です。

※　更新申請時に専門医資格が失効している場合であっても更新可能です。

※　更新手続後も引き続き現在の指定医番号を御使用いただけます。

（2）研修修了により小慢指定医の指定を受けた方（指定医番号の上4桁が0602）

①研修修了による小慢指定医として更新を行う場合

〇小児慢性特定疾病指定医指定更新申請書（様式第２号の４）

※　更新申請にあたり、再度研修を受講していただく必要はありません。

※　更新手続後も引き続き現在の指定医番号を御使用いただけます。

②専門医資格による小慢指定医へ変更したうえで更新を行う場合

〇小児慢性特定疾病指定医指定更新申請書（様式第２号の４）

〇専門医に認定されていることを証明する書面の写し（更新申請日時点で有効であるもの）

※　現在の有効期間の終了後、新たな指定医番号に変わります。

(3)小慢指定医の辞退を希望する方

〇小児慢性特定疾病指定医指定辞退申出書（様式第２号の６）

４　氏名、医籍登録番号、主たる勤務先等に係る変更手続

更新申請と同時に変更手続を行う場合には、更新申請書に変更内容を御記入いただくことで、申請事項変更届（様式第２号の５）の提出を省略できます。

５　申請書類郵送先・問い合わせ先

〒990-8570　山形市松波二丁目８番１号
山形県しあわせ子育て応援部 こども家庭・母子保健課
母子保健係　電話番号　023-630-2101